

定期点検基準の改正

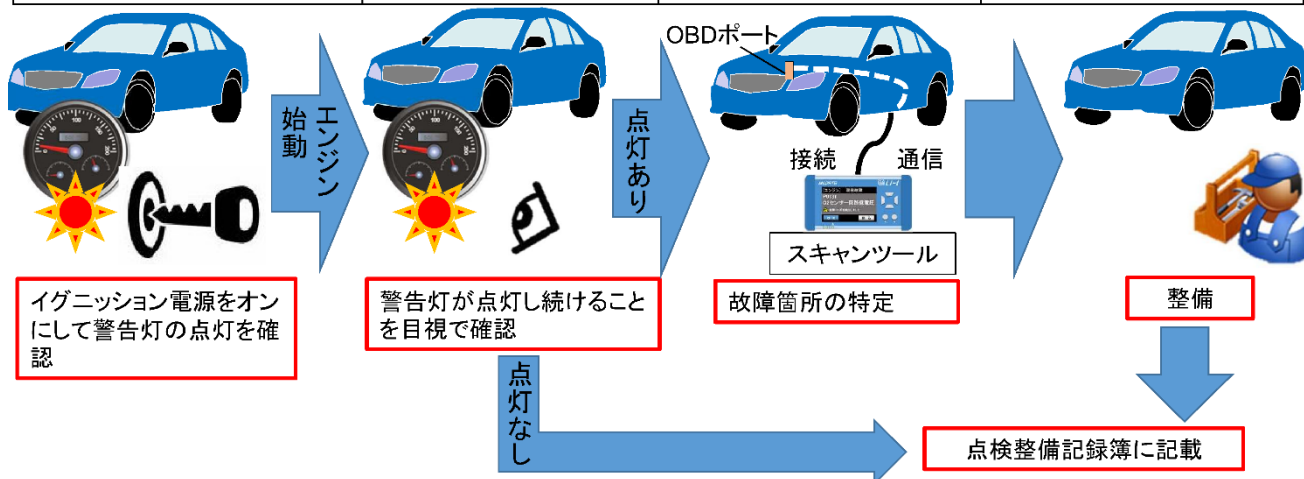
(車載式故障診断装置の診断の結果の追加) について

令和2年4月より改正道路運送車両法が施行され、特定整備制度（電子制御装置整備が新たに追加）が始まり、令和3年10月1日には点検基準が改正され、OBD検査の対象外となる大型特殊自動車、被けん引自動車、二輪自動車を除いた全ての自動車について「OBD（車載式故障診断装置）の診断の結果」が追加となり、点検の結果生じる整備に電子制御装置整備の認証が必要となる作業も発生します。

点検の要領は下図のとおりですが、表中にあるように、新しい車両に限らず、原動機の警告灯、制御装置の警告灯、ABSの警告灯、エアバッグの警告灯についても該当しますので点検漏れのないようにお願いします。

◎ 〔点検基準の改正内容及び点検要領〕

原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討



◎ 記録簿の記載方法

例1) 衝突被害軽減制動装置のカメラのボルトを増し締め後、エーミング作業を行った。

「その他の点検・整備項目」欄に、「衝突被害軽減制動装置の機能 ① ④」と記載する。

例2) 「車載式故障診断装置の診断の結果」を点検した結果、衝突被害軽減制動装置のカメラを交換し、その後エーミング作業を行った。

OBDの診断結果から下へ矢印を記載し、「その他の点検・整備項目」欄に、「衝突被害軽減制動制御装置のカメラの交換 ④」及び「衝突被害軽減制動装置のカメラのエーミング作業 ④」と記載する。など、記載する場所がないときは「その他の点検・整備項目」欄を活用し記載する。

◎ 〔指定自動車整備事業者の注意点〕

指定自動車整備事業者が保安基準適合証を交付をするには、点検基準に従って点検・整備を行った上で、保安基準適合性の確認を行う制度となっていることから、10月1日改正の新点検基準が施行になると、原則として、電子制御装置整備に係る特定整備の認証を受けていない場合は、保安基準適合証を交付することはできません。ただし、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車については、当面の間、保安基準適合証を交付することが可能となっています。



運行補助装置（★1）及び自動運行装置のない車両

- ➔ 電子制御装置整備の認証がなくとも、これまでと同じように保適証を交付できます
- ➔ 点検基準に従ってABSなどの車載式故障診断装置の診断の結果（★2）を点検してください



運行補助装置（★1）又は自動運行装置のある車両

- ➔ 保適証の交付にあたっては、電子制御装置整備の認証が必須です
- ➔ 点検基準に従ってABS、運行補助装置（★1）などの車載式故障診断装置の診断の結果（★2）を点検してください
- ➔ エーミング作業等の一部を他の電子制御装置整備事業者に委託することもできますが、依頼した作業が適切に実施されていることを自身（外注元）で確認することが必要です

★1 衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサーが取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスのこと

★2 大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は対象外

◎ 〔経過措置（令和2年4月1日～令和6年3月31日まで）〕



運行補助装置、自動運行装置のない車両

- ➔ 当面の間、これまでと同じように保適証を交付できます



運行補助装置（★1）、自動運行装置のある車両

- ➔ 特定整備制度の施行時点で電子制御装置整備に相当する作業をすべて行っていた場合、令和6年3月末までは保適証を交付できます

R2.4.1時点

電子制御装置整備
対象作業について

経営
していません

経営
していました

経過措置期間中に認証を受けてください

認証が必要です

経過措置があります

認証必要

R3.10.1

R6.4.1

令和2年3月31日までに、スキャンツールをつないでのエーミング、カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更、カメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着を行うなどの電子制御装置整備の対象作業全般を行っていた場合に限り、経過措置期間中は保安基準適合証の交付が可能です。